

2014年9月24日

環境省、農林水産省による「ニホンザル被害対策強化の考え方」についての意見

日本霊長類学会

会長 清水 慶子

分布拡大により深刻化するニホンザルによる農業被害を減少させるため、環境省と農林水産省は今後約10年のあいだに加害群を現在の2分の1に減少させる方針を発表されました(平成26年4月23日発表「ニホンザル被害対策強化の考え方」;以下、「考え方」)。日本霊長類学会はニホンザルの保全を重要な活動の一つとしておりますが、農業被害などニホンザルと人との軋轢の深刻さを十分認識し、この種との共存のためには被害問題への抜本的な対応が必要であると考えております。この点、わたくしどもは両省が出された「考え方」の意義に共感し、実現のための協力をしたいと考えております。他方、この意見表明については、加害群の表現をニホンザル生息数と誤解した報道があり、被害対策の真意が一般社会に正確に伝わっていないことを残念に思っております。

発表された「考え方」では、捕獲を中心に多様な対策を実施すると書かれています。しかし、「考え方」の中でも問題視されているところですが、現状では、まんぜんと行われるだけで被害軽減に結びつかない捕獲も多いと考えられます。また、このような計画性のない捕獲だけが進めば、地域的に絶滅する個体群の発生が懸念されます。捕獲には被害軽減の効果とともに、ニホンザルの個体群保全への配慮も必要です。そのため、まずは捕獲以外の、現在、効果の実証が進んでいる方法を十分に適用し、捕獲に踏み切る際には、被害軽減の効果と個体群への影響をモニタリングしながら、効果は最大に、保全への悪影響は最小にするよう最適化することが必要です。

群れサイズの縮小、群れの消滅という個体群全体に影響を及ぼす捕獲は、個体群の保全という市町村を越えた広域的な目標との調整が必要であり、その是非については、都府県の判断が必要です。現在、有害捕獲の許可権限が市町村に委譲されている自治体が多数ありますが、群れサイズを大幅に縮小させると予想される一定割合以上の捕獲は、都府県との協議に基づいて、あるいは都府県の権限で許可するように改めるべきであると考えます。管理計画が未整備の都府県には、捕獲の行き過ぎを防ぐための整備を促すとともに、この調節方式をガイドラインに書き込み、都府県の管理計画にも盛り込むよう指導をお願いいたします。

現在のところ、個体群保全への影響を評価し、マイナスの影響をできるだけ避けた上で被害軽減効果を高めるためのニホンザルの個体群管理手法は確立されておりません。そのため、対策の効果判定のため加害実態の客観的な評価手法を検討するとともに、下記に示す基礎情報の収集と研究項目からなる国による総合的なモニタリングと研究が必要です。環境省と農林水産省には、「考え方」の効果的な実現のために、研究班を組織し、必要なモニタリングと研究を展開することを要望いたします。また、「考え方」の遂行のため、環境省で検討が予定されている「ニホンザル管理マニュアル」には、捕獲記録の収集体制の整備など捕獲効果と影響の検証に必要な手順、管理の計画・実施・点検の各段階における関係者の合意形成、個体群保全に向けた最大の配慮、を盛り込んでいただく必要があると考えます。

記

基礎情報

- 1) ニホンザルの最新の分布状況
- 2) 加害レベルの定義と加害群の最新の分布
- 3) 捕獲実態(捕獲場所、捕獲方法、捕獲個体の性・年齢クラス)

研究

- 1) ニホンザルの管理単位を定義するための、地域個体群の実態に関する生物学的研究
- 2) 捕獲の影響を評価し、個体群の動態を予測し、個体群保全への悪影響を緩和するための手法の開発
- 3) 被害軽減に結びつく効果的な捕獲手法の開発